

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

**香川県人事委員会規則第6号**

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年香川県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第3条関係）				別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第3条関係）			
職務の級	部局	職務		職務の級	部局	職務	
		基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程度の職務			基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
略				略			
5級	知事の事務部局	課長補佐	略 ミュージアム課長 <u>ミュージアム瀬戸内海歴史民俗資料館長</u> 漆芸研究所長 略 森林センター所長 <u>西部林業事務所次長</u> 保健福祉事務所課長 略	5級	知事の事務部局	課長補佐	略 ミュージアム課長  漆芸研究所長 略 森林センター所長  保健福祉事務所課長 略
			略				略
	略	略	略	略			
6級	知事の事務部局	副課長	略 ミュージアム副館長  県税事務所部長 略 土木事務所次長	6級	知事の事務部局	副課長	略 ミュージアム副館長 <u>ミュージアム瀬戸内海歴史民俗資料館長</u> 県税事務所部長 略 土木事務所次長 高松土木事務所柵川ダム建設
			略				略

			中讃土木事務所長柄ダム再開 発事務所長
	略		略
7級	知事の事務 部局	本庁の課 長	略 栗林公園観光事務所長 農業試験場長 農業改良普及センター所長 略
	略		略
8級	知事の事務 部局	本庁の次 長	略 総室長  参事（甲） 略 大阪事務所長  長尾土木事務所長 略
	略		略
9級	知事の事務 部局	審議監又 は本庁の 部長	略 局長（出納局長を除く。） 知事公室長 理事 略
	略		略

注 略

別表第3 研究職給料表級別職務分類表（第3条関係）

職務の級	職務	
	基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
略		
3級	試験研究機関の主	主任専門職員

			事務所長
	略		略
7級	知事の事務 部局	本庁の課 長	略 栗林公園観光事務所長  農業改良普及センター所長 略
	略		略
8級	知事の事務 部局	本庁の次 長	略 総室長 知事公室長 参事（甲） 略 大阪事務所長 農業試験場長 長尾土木事務所長 略
	略		略
9級	知事の事務 部局	審議監又 は本庁の 部長	略 局長（出納局長を除く。）  理事 略
	略		略

注 略

別表第3 研究職給料表級別職務分類表（第3条関係）

職務の級	職務	
	基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
略		
3級	試験研究機関の主	主任専門職員

	席研究員	農業試験場課長 東部家畜保健衛生所病性鑑定室長 略
略		

	席研究員	東部家畜保健衛生所病性鑑定室長 略
略		

別表第7 大学教育職給料表級別職務分類表（第3条関係）

職務の級	職務	
	基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
略		
4級	学長又は教授	略 学科長  専攻科長 略

別表第7 大学教育職給料表級別職務分類表（第3条関係）

職務の級	職務	
	基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
略		
4級	学長又は教授	略 学科長 <u>教養部長</u> 専攻科長 略

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。